参考資料

用途地域種類別のイメージ

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた兼用住宅や小中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの店舗などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守る ための地域です。病院,大学, 500㎡までの店舗などが建てら れます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を 守るための地域です。病院、大学 などのほか、1、500㎡までの 店舗や事務所などが建てられます

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗,事務所,ホテルなどは建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域 です。店舗,事務所,ホテル,パ チンコ屋などは建てられます。

準住居地域



道路の沿道において,自動車関連施設などの立地と,これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

近隣商業地域



近隣の住民が日用品の買い物を する店舗等の業務の利便の増進を 図る地域です。店舗のほかに映画 館,小規模の工場も建てられます。

商業地域



映画館、飲食店、百貨店、事務 所、事務所などの商業等の業務の 利便の増進を図る地域です。住宅 や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場以外は、ほとんど建てられます。

工業地域



主として工業の業務の利便の 増進を図る地域で、どんな工場 でも建てられます。住宅や店舗 は建てられますが、学校、病院、 ホテルは建てられません。

上案 导 用 地 项



専ら工業の業務の利便の増進を 図る地域です。どんな工場でも建 てられますが、住宅、店舗、学校、 病院、ホテルなどは建てられませ ん。

<用途地域別の主な建築物の用途制限>

			A		-		, a.a.	pal-	244			24-				
O × ①,	:建てられる用途 :建てられない用途 ②, ③, ④, ▲:面積, 階数などの	制限あり	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備 考	
住宅			0								0		0	×		
長屋, 共同住宅		0								0		0				
寄宿舎, 下宿		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×			
積の店舗	日住宅で, 非住居部分の床面積が, 50m ² 以下かつ建築物の延べ面)2分の1未満のもの 		0	0	0	0			0						非住宅部分の用途制限あり	
	店舗等の床面積が150m ² 以下のもの		×	1	2	3	0			_	0		0	_	 日用品販売店舗, 喫茶店, 理髪店, 及び建具 	
	店舗等の床面積が150m ² を超え, 500		×	×	2	3	0	0	0	0	0		0	4	屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が500m ² を超え, 150	0m ² 以下のもの	×	×	× 3 (0	0	0	0		0	0	4	② ①に加えて,物品販売店舗,飲食店,損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業者等のサー	
	店舗等の床面積が1500m ² を超え, 30	00m ² 以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	0			0		ビス業用店舗のみ。2階以下	
	店舗等の床面積が3000m ² を超え, 10	000m²以下のもの	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0	③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く	
	店舗等の床面積が10000m ² を超えるも	JO .	×	×	×	×	×	×	×	0		0	×	4	で 1の印象だけ間、以及位で体へ	
事務所等	事務所等の床面積が150m ² 以下のもの		×	×	×	▲	0	0	0		0		0			
	<u>事務所等の床面積が150m²を超え</u> , 50	10m²以下のもの	×	×	×	lack	0	0	0				0			
	事務所等の床面積が500m ² を超え, 15		×	×	×	A	0		0		0				▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が1500m ² を超え, 3		×	×	×	×	0		0		0		0			
Ļ.	事務所等の床面積が3000m2を超える。	もの	×	×	×	×	X				0		0			
ホ 遊戯施設・風俗施設	ル, 旅館		×	×	×	×	▲	0	0	0	0	0	X	×	▲ 3000m ² 以下	
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等		×	×	×	×	A	0	0						▲ 3000m ² 以下	
	カラオケボックス		×	×	×	×	×	•	•	0	0	0		•	▲ 10000m ² 以下	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター		×	×	×	×	×	<u> </u>	<u> </u>	0		0	A	×		
	勝馬投票券発売所,場外車券発売所		×	×	×	×	×	A	<u> </u>	0	0	0	A	×	▲ 10000m ² 以下	
	劇場,映画館,演芸場,観覧場キャバレー,ダンスホール等,個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	A	O ×	0	_	×	×	▲ 客席200m ² 以下 ▲ 個室付浴場等を除く	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		Ô	Ô	Ô	×	Ŷ O		×	Ô	0	0	^ ×	×	■ 旧主刊 沿場寺ではく	
公共施	大学,高等専門学校,専修学校等		×	×	0	0	0		0	0		0	×	^ ×		
	図書館等		Ô		0	0	0	0	_		_		0			
	 巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等		0		0	0			0				0	0		
設	神社,寺院,教会等		0	0	0	0							0	_		
病	病院		×								0					
院	公衆浴場		0		0						0		0			
学	シ療所, 保育所等		0								0		0			
校	老人ホーム,身体障害者福祉ホーム等		0	0	0	0					0		0			
等	老人福祉センター,児童厚生施設等		A	A	0	0	0	0					0	0	▲ 600m ² 以下	
	自動車教習所		×	×	×	×	\blacktriangle				0			0	▲ 3000m ² 以下	
工場・倉庫	単独車庫(付属車庫を除く)		×	×	▲	▲	▲				0		0		▲ 300m ² 以下, 2階以下	
	建築物付属自動車車庫 「②②については、建築物の延ぐ両種の1/2以下かつ供表欄に記		1	1	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	① 600m ² 以下, 1階以下	
	①②③については,建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限			-団	地認	定に	こつし	ハて	は, !	別に	制限	あり	J		② 3000m²以下, 2階以下③ 2階以下	
	倉庫業を営む倉庫		×	×	×	×	×	×	\circ	\circ	0	0	0	С	<u>♥ -19 ◇ 1</u>	
	畜舎(15m ² を超えるもの)		×	×	×	×	<u> </u>		_		0		_	_	▲ 3000m²以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等														原動機の制限あり	
	で作業場の床面積が50m ² 以下		×	•	•	•	0	O	0	0	0	O	0	O	▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		×	×	×	×	1	1	1	2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場		×	×	×	×	×	×	×		2	0	0	0	作業場の床面積	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×		0		①50m ² 以下 ②150m ² 以下	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0		
	自動車修理工場		×	×	×	×									作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
	上京 (1987年) という		×	_				0			0					
			×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	0	0	①1,500m ² 以下 2階以下	
	処理の量	量がやや多い施設	×	×	 	×	×	×	×	×	×	0	0	0	②3, 000m ² 以下	
4	量が多い施設		×	×	×	×	×	X	×	×	×	×	0			
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等				市計	画	☑域戊	すにま	らいて	は者	市計	十画法	定力	が必要	要		